

# 平成17年第1回三笠市議会定例会

平成17年3月15日(第3日目)

## 議事次第(第1号)

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 散会宣告

## 議事日程

- 日程第1 議案第18号から議案第25号までについて(大綱質問)  
日程第2 議案第1号から議案第17号まで及び議案第26号について

## 出席議員(14名)

議 長	9番	扇 谷 知 巳 氏	副議長	6番	田 中 茉莉子 氏
	1番	晴 山 貞 光 氏		2番	斉 藤 勲 氏
	3番	齊 藤 且 氏		4番	佐 藤 孝 治 氏
	5番	儀 惣 淳 一 氏		7番	藤 浪 成 憲 氏
	8番	高 橋 守 氏		10番	猿 田 重 夫 氏
	11番	谷 津 邦 夫 氏		12番	北 沢 紘 一 氏
	13番	森 田 三 男 氏		14番	熊 谷 進 氏

## 欠席議員(2名)

15番	岩 崎 賢 治 氏	16番	阿 部 進 氏
-----	-----------	-----	---------

## 説明員

市 長	小 林 和 男 氏	助 役	西 村 和 義 氏
収 入 役	村 本 丈 尋 氏	企画振興課長	松 本 哲 宜 氏
総務課長	富 樫 誠 氏	財務課長	磯 瀬 孝 氏
市民生活課長・ 選管事務局長	吉 田 正 幸 氏	保健福祉課長	浜 本 和 孝 氏
経済建設部長	西 城 賢 策 氏	行革推進部長	木 澤 榮 氏
教育委員長	大 野 政 行 氏	教 育 長	富 樫 繁 樹 氏
教育次長	深 田 智 明 氏	学校教育課長	中 村 正 法 氏
社会教育課長	田 中 哲 也 氏	病院事務局長	森 原 裕 氏
消 防 長	作佐部 康 則 氏	署 長 兼 総務予防課長	富 田 照 男 氏

警 防 課 長 石 岡 竹 志 氏 生活安全センター長 工 藤 英 美 氏  
監 査 委 員 杉 田 忠 正 氏 監査委員事務局長 前 田 貢 氏

出席事務局職員

議会事務局長 川 端 信 保 氏 総 務 係 長 小 田 弘 幸 氏

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。  
これより、議事に入ります。

日程第1 議案第18号から議案第25号までについて  
（大綱質問）

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 大綱質問を昨日に引き続き行います。  
通告順に従い、3番齊藤且議員、登壇質問願います。

（3番齊藤 且氏 登壇）

3番（齊藤且氏） 平成17年第1回定例会におきまして、市政執行方針並びに教育行政執行方針について、通告に基づきましてお尋ねいたしますので、よろしく願い申し上げます。

第7次三笠市総合計画に「健康で安心して過ごせるまち」とあります。また、三笠市振興開発構想には「安心して住みやすさ、優しさのある生活環境の実現」とあります。この安心という通常使われる言葉ではありますが、具体的に何について安心なのかを考える必要があると思います。また、安心の反対言葉は、不安であります。今日、私たちを取り巻く環境は地震、台風、地球温暖化の影響が原因と思われる世界的に猛威を振っている自然災害、長引く不況や振り込め詐欺、また、弱者に対する虐待事件のような人為的不安定な社会情勢に対しての不安、これらの不安について、行政と市民が一体となって努力をし、不安の要素を取り除いていくことにより、初めて、安心して住みやすさ、優しさのある生活環境の実現が確立できると思います。しかし、不幸にして、災害が発生し、多くの市民が避難所生活を強いられることは、十分想定されることは言うまでもありませんが、そこで、より具体的な理事者側の考え方をお聞かせください。

まず、生活の最も基本であります衣食住の住を考えたとき、災害の状況や季節の条件により変化すると思われれます。基本的に避難所は地域防災計画に明示されておりますが、地域の人口の変動による再検討も考えられます。また、弥生地区の対象人口が1,000人に対して、収容人員が590人と数字的には出ておりますが、約400人もの人が収容されることができません。また、救済活動の根幹でもある災害対策本部は、以前にも確認されたように、福祉センター2階もしくは消防本部庁舎とうたわれておりますが、これらの公共施設は、昭和57年建築基準法の改正により耐震のとらえ方が違ってきております。三笠市において、基準法が緩やかな56年以前の施設が多いと思われれます。これらの点を踏まえて、1点目として、これらの施設が専門家による耐震診断を受けておられるのか、

病院施設も含めてお聞かせください。2点目は、弥生地区のように、適正な定員の配置とは考えられません。耐震診断の結果により、避難所に適さない施設があることも十分に考えられます。再度見直しの必要があると思われませんが、この点はどのように考えるのか。

次に、衣食住の食である食と飲料水についてであります。中越地震の教訓としまして、避難所の場所によっては、食料の配給量に差が出たり、冷めたお握りやパンの配給が連日続いて、食欲を失い、体力が落ち、病人の増加が出るなど、テレビに映し出されておりました。不便な避難所生活では、特に小さな子供と高齢者の方には、大変な負担をかけることと思います。弱者の方々には、食と水は命にも等しいと私は思います。また、ボランティア団体による温かな汁物が提供され、被災者の方々を元気づけている様子もニュースで流されておりました。まだ記憶に新しい桂沢水道水事故のときは、三笠市や岩見沢市の商店から、ペットボトルの水が瞬く間に売り切れた事実もあります。避難所生活者にとって、食べ物と水がいかに重要か。

そこで、3点目に食料と飲料水はどのような食べ物が何日分提供できるのか。調理場所は防災計画に記載はされておりますが、現在はその施設が万全と言えるのかお聞かせください。

4点目ではありますが、前回の本会議で防災に関する質問もありましたが、愛の鐘が聞こえにくいとの声が多く聞かれております。市民にどのようにして情報を伝えていくのか、考えがあればお聞かせください。

5点目に、防災と各町内会とのかかわりについてであります。各町内会組織が災害復旧に対して大変重要な位置を占めると思われます。地域防災計画第5節にも、自主防災組織の育成とうたわれ、情報班から給食・給水班まで10の班に分かれ、果たすべき役割が記載されておりますが、この点全く機能されていないと思われます。今回の水道水の文書についても、町内会長である私のところに届き、各班長さんと各戸に配布してくださいとのことでした。防災計画にある自主防災組織の情報班があれば、このような渡され方はあり得ませんし、私の町内会に情報の収集・伝達をつかさどる情報班の存在は聞いたこともありません。さらに、町内会が存在しない地域もあると聞いておりますが、このことも含め、今後の考えがあればお聞かせください。

次に、地球温暖化についての質問をするところでありますが、前者の方と質問内容も同じことも多分にあり、また十分納得のいく答弁でありましたので、やめさせていただきます。

次に、教育行政執行方針の高校問題についてであります。前者の方の質問と重複いたしますが、私は少子高齢化社会と今後のまちづくりの取り組み方、さらには三笠市の人口問題も含めて考えてみますと、大変重要な課題と思いますので、再度質問させていただきます。全国に先駆け、小中一貫教育という新たな事業は、世間の注目もあり、PTA並びに関係者の方々も大変御苦労されることと思います。子供たちが伸び伸びと楽しく学び、充実した学校生活を送ることができるよう信じているところであります。今後は小中一貫

教育をどう進め、どのように取り組むのか、注目されていることと思いますが、あわせて高校問題についてであります。これは今に始まったことではありませんが、自立したまちづくりにおいて、いま一度真剣な取り組みが必要です。小中一貫教育と結びつけた新たな考え方も重要なポイントと思います。これらを踏まえ、今後三笠高校存続についての理事者側がどのように考えておられるか、聞かせていただきたい。

以上、先に通告いたしました壇上での質問を終了させていただきますので、前向きな御答弁をお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） それでは、齊藤議員の質問に総括的にお答えいたします。

第7次三笠市総合計画の推進の中に、安心して住みやすさ、そして優しさのある生活環境の実現に努めるという大きな課題がありまして、今、お話にもございましたように、安心とは一体何なのか、あるいはまた、優しさのある生活環境とはどういうことなのかという基本論議はさておいて、少なくとも市民の皆さん方が、日常生活の中で突発的に起きるであろうそうした自然災害やら、あるいは火災などのような人為的な災害等もあるかと思えますけれども、そうしたときに、自分の生命・財産をどう守ってくれるのか、また、行政がそれに対してどうかかわってくるのか、そういったことが、気持ちの上でしっかりとしたものが対応としてなされているということが、まず安心な生活を送る環境づくりの最大の市民としての受けることではないかと、このように考えているところでございます。

災害については、きのうの論議の中でもございましたように、自然災害といっても、北海道は、この我が三笠のように四季それぞれ気候状況も違っております。特に、夏の間あるいはまた冬の間では、一律に物を考えられるというような状況がありません。特に、冬の場合は、本州にはない、いわゆる交通障害あるいは避難場所あるいはまた気温に対する対応、こういったいろいろなさまざまな条件があるわけでありまして、一言で言えば、それぞれそのときの災害の種類、あるいはそのときの状況によって、即座に私どもが判断して、それぞれ市民の皆さん方に最も安全な対応を求めていく。そういうことを私たちは常に心がけていかなければならないだろうと。その点は、今回の水道の問題を含めて、大きな教訓として私たち認識いたしているところでございます。個々の部分については、それぞれ後ほど所管の方から答弁あるかと思えますけれども、例えば、水害を一つとってみても、きのうもありましたように、短時間における集中豪雨ということを考えてときに、どの地域が早く水つくのかということは大体の想像はつきます。だとすれば、その水害が起きてから避難するということのないように、事前に予測つくものについては、できるだけ早く、そして安全な場所へ避難していただくということを私どもとしては考えているわけでありまして、先ほども申し上げましたように、災害の種類やあるいは時期によって大きな違いはあると。その内容も多種多様、さまざまな要素があると思えますけれども、そうしたことを含めながらやっていきたい。

ただ、私どもが一番恐れていることは、地震の場合、指示する側の方が壊滅的な状況が

もし生まれたとすれば、即座に対応するということがなかなか難しいことを、率直に申し上げると難しいのではないかというふうに思います。しかし、今回の阪神淡路の地震あるいはまた新潟の中越地震という状況の範囲の中で、つまり、震度でいくと震度6弱、あるいは強を含めて、この程度の地震であれば、行政としてそれなりの対応ができるのではないかと思いますけれども、対策本部の問題について、例えばこの庁舎が震度6に耐えられるかどうか。実際にやってみないとわからないというような状態、ほとんどそうでありますから、そういうことになったときに、果たして対策本部がこの役所の中に置くことができるのかどうかということは、先ほども御指摘ありましたように、ここがいいのか、あるいは隣の消防がいいのか。それでは、消防の方が役所よりいいのかといたら、あそこの地盤は、私小さいとき覚えていますけれども、あそこは沼であって、その上に埋め立てして建てたところですから、決して必ずしもここよりも丈夫だとは思いません。市民会館の方がもっといいのではないかとか、あるいは上のふれあい健康センターの方がいいと、いろいろなそのときの状況によって、その災害の規模あるいは災害の中身によって、対策本部の設置場所を考えていかなければならない。しかし、基本的には、すべての機能がそろっている役所とか、あるいは消防本部ということが主として考えられるということになるかと思っております。いずれにしても、そうした災害の種類あるいは季節、そういったことも含めながら、我々として即座に対応していかなければならないだろうというふうに思っております。

それとあわせて、これは市民の皆さん方にはぜひお願いしたいことでありますけれども、災害はいつやってくるかわかりませんが、基本的にはとにかく救助が来るまでは自分の命は自分で守るということをしかり市民の皆さん方に認識していただく。そのためには、最低の水や食料あるいはけがしたときに処置する、そうしたいわゆる非常食とか、非常災害に対応するそうしたものを各家庭が用意しておいていただくということが、私たちはしていただかなければ、大きな災害が起きたときに即座に対応するといってもなかなか難しいことでありますから、そういうふうに各家庭でも用意しているうちはたくさんあるかと思えます。また、地震が災害があったときにテレビが倒れてきた、あるいはタンスが倒れてきたというようなことによって、けがをしたりすることのないようにということで、あらかじめ壁に取りつけたり、あるいは突っ張り棒を置いたりすることで、それぞれの家庭で準備している家庭もたくさんあるというふうに聞いておりますけれども、そういった意味での市民に対する徹底した啓蒙活動というのをしていかなければならないだろうと、このように考えているところでございます。

それから、二つ目は、情報の伝達をどうするのかというようなお話がございました。これはなかなか今回の部分でもございますけれども、特に冬期間の愛の鐘を通して、全市一斉にやるということは、これは本当に今回の部分については、窓を閉め切って、中にはさらに雪で家が覆われているという状況の中では、ただ音はするけれども、何を言っているのかわからない。しかも、今回の場合は6台の広報車を使って各町内会を回って歩いたわ

けでありますけれども、それとて走っていると何か音はしたけれども、何を言っているのかわからないというようなことがあって、最終的には文書をつくって各町内会長さんのところをお願いに歩いた。ただ、あの場合は、とにかく緊急に事態を知らせるということで、関係市町村統一した文書で流したものですから、ああいう短い文章になりましたけれども、それらについても今後考えなければならぬだろうというふうに思っております。伝達の方法については、まだまだ研究しなければならない部分がたくさんありますので、今後それぞれの状態によって、方法等について研究してまいりたいと思っておりますが、ただ、いかに正確に正しく情報を伝えるかということ。これは各家庭に一齐に電話を使えば一番いいことなのですが、そうもいきませんし、あるいはインターネットで送るとしても一つの方法ですけれども、これも限られた人しかいない。そうかといって、今度は携帯を使ってメールを送るとしても一つの方法ですけれども、それらもきちっと周知しなければいけない。逆に市民の方から、何を言っているのかわからないけれども、何か異常事態にあったときにどうするかということで、市民から役所の方に何がしの方法はないのか、あるいはファクスの問題はどうかと、そういった問題を含めながら、これから速やかに検討をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから最後に、教育の問題で小中一貫教育と高校問題ということがありました。これもきのうも大分議論いたしました小中と、そして高校との関係がどうかということでもありますけれども、小中一貫教育と高校との兼ね合いをするのだとすれば、今の道立高校という枠の中では到底ちょっと考えられない。ただ、全道的にやっているのは、中高一貫教育です。実はこれについても市民の現在小中学校に子供さんを入学させている方からアンケートをとってみますと、今の三笠高校であれば、正直に言って中高一貫教育があっても、私のところの子供は行きませんという、非常にそういう現在の高校に対する市民の考え方がそのまま反映されたという結果が出ておまして、そういう意味ではなかなか中高一貫教育というのは難しいのかなというふうに思っているところでございます。

それで、中高一貫教育については、現在、中学校は、幾生中学校が今度中央中学校と一緒になりますから、萱野中学校、中央中学校、三笠中学校とこの3校ということになったときに、どの中学校と高校とをくっつけるのかというようなことも含めて、これはかなり難しいかなと。むしろ、小中一貫教育、義務教育が市町村の中でしっかりとした認識をしていくのだとすれば、幼稚園と小中一貫教育という意味でのスパンは考えられるのかなと、こんなことも思っております。いずれにしても、今後の大きな課題でありますけれども、当面は小中一貫教育に向けて、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、そんな点で御理解をいただきたいと思っております。細かいことについては、それぞれの所管から申し上げたいと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（佐佐部康則氏） 齊藤議員からの1点目の質問からお答えをしてみたいと

思います。

1点目の弥生地区の避難所でございますが、人口に対して、400人ほど不足していると、こういうことでございますけれども、確かに弥生地区につきましては、幾生中学校と弥生の市民センターと、それから旧弥生保育所ということでございますが、弥生地区で大きな災害、地震等が発生しまして、弥生地区の市民が避難をしなければならないと、こうなった場合につきましては、例えば隣の幾春別地区あるいは、唐松地区、状況によっては三笠地区ということで、避難者を車両等で輸送ということで考えております。それから、中盤の方でお話しされていましたが、弥生地区の避難所で不適當な避難所があるのではないかとこのおっしゃり方をしていましたけれども、恐らく旧弥生保育所かなと、このように思っているのですが、例えば、大きな地震が発生して、地震が発生して、建物が損壊でもした場合には、あくまでも私ども市の行政側の方で現地を確認してということで、避難所として使えないものであれば、そこに地域住民の方に避難の指示はしないということで考えております。

それから、2点目の56年以前の避難所、あるいは市立病院を含めた耐震診断ということでございますけれども、これにつきましては、はっきり申し上げまして、診断はしておりません。したがって、その必要性につきましては、十分私どもは理解はしておりますので、私どもと防災の担当部門として、関係所管の方と協議を図ってまいりたいと、このように考えております。

それから、食料・医療品等のことでございますが、食料・医療品等につきましては、基本的には、市内からの調達と、市内がだめであれば市外からの調達ということで考えております。最終的に、近隣の市町村も大規模地震で被害が発生している場合には、市長がみずから知事の方に食料・医療品等の要請を図っていくと、こういう考え方でございます。

地域防災計画書の中で、住民の責務という中でうたわれておりますけれども、行政が行うべきことと、それから住民みずから行うべきこととして、行政につきましては、地域防災計画の再チェックですとか、あるいは住民への防火PRということで、住民に求めることということで、これには広報活動ですとか、あるいは防災教育ですとかが入ってございます。それで、住民みずから行うべきことといたしましては、住民・企業・町内会等に対しまして、一つは災害の備えといたしまして、日ごろから防災についての家族との話し合い、家庭内の安全対策の関係、それから火災発生の防止対策、家具の転倒、落下防止対策、3日分の食料、そして水については1人1日3リットル、その他生活必需品の備蓄と。それから、二つ目といたしまして、災害時の対応といたしまして、一つは地域の特性を踏まえた避難場所等の確認、二つ目は火災発生した場合の初期消火と、それから負傷した場合の応急処置ということで、住民みずから行うべきことといたしまして、先ほど私の方からお話をしました、住民への防火PR、住民へ求めること、行政側からですけれども、これにつきましては、私どもの方では広報三笠9月1日号の防災週間、それから阪神



淡路大震災が平成7年の1月17日に発生しまして、その翌年からその前後1月15日から21日までの間、防災等ボランティアの週間ということで、それぞれこの期間中に行政といたしまして、防災の知識あるいは避難場所、それから初期消火ですとか、あわせて防災用品の展示というようなことで、市民の皆さんに周知をさせていただいております。

それから、情報伝達の中で、愛の鐘の放送でございますが、愛の鐘の放送、市内には9カ所にスピーカー、放送設備が設置されておりますけれども、愛の鐘の放送については、あくまでも屋外にいらっしゃる方を対象としております。したがって、暴風ですとか、台風等が来た場合ですとか、あるいは大きな地震等が発生したような場合については、あくまでも市の持っている所有の車両で広報、状況によっては直接訪問いたしまして、チラシ、パンフレットの配布というようなことで考えております。したがって、愛の鐘の放送については、あくまでも屋外にいる人を対象にしての愛の鐘の放送設備ということで御理解をさせていただきたいなど、こう思います。

それから、町内会の自主組織の関係については、まだまだ防災の担当部門として始めてまだ間もない状況でございますが、今、市内に4カ所の自主防災組織がございまして、幌内と幾春別の川向と、それから千住、桜木町の四つの自主防災組織が組織されております。毎年、今後も防災の担当部門として生活安全センターの方では、こういった自主防災組織をどんどんふやしていこうという考えでおります。

それからもう一点、町内会の会長が不在ですとかという質問がございましたけれども、そういったときについては、災害等あるいは災害の事前広報といった場合には、私ども消防機関、市職員が直接訪問して情報の伝達を図るという考え方でございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤且氏） 今、御答弁いただきましたけれども、私はしっかりと計画された防災計画、これがあるのですけれども、これが果たして機能されているのかなということをつくづく感じました。その首長の認識程度によっては、市民に対する生命・財産の守り方もそれぞれ変わってくると思うのですよね。そのために、この計画書が作成されたと思うのです。はっきりと消防本部とこの庁舎が、この防災対策本部とうたわれていて、そのときそのときで変化するものではないと思うのですよね。そして、今御答弁されたように、弥生地区には保育所というのは載っていないのですよ。私が言いたいのは、結局は、これらの避難所が地震幾つに耐えられるかという専門家の判断、これをまるまるやると思ったら経費がかかります。1カ所でも2カ所でもやって、それによってどの程度その地震に耐えられるかという専門家の判断を仰ぐべき必要があるのではないかなという気がいたします。

それと、食料品のこともこれには書いていますよね。幌内地区について書いてまして、そこでは1日1万食というふうに見込みが書かれています。でも、今現在その施

設が果たして1万食できるのかと、そういうようなことをしっかりとした防災計画が今こそ必要ではないのかなと思うのです。例えば、震度6以上で壊滅的な打撃を受けたから自分たちは何もできないよと、そんなことではないと思うのです。やはり自分たちのまちは自分たちでつくっていくという自立宣言をしたからには、やはり安心したまちづくりをする上においてしっかりとしたものがあって、初めてそのとき対応できるのだと、これは間違いない事実だと思います。私も仕事柄、建築やっていますので、しっかりとした図面があればしっかりとしたものができるし、いいかげんな図面だったらいいかげんなものしかできない。これは私、今までの実績からつくづく感じることで、再度これを読み直して、しっかりとした耐震診断をして、どここの地区から例えば建物を耐震診断した結果、あとは耐震に耐えられるような工事をしていくとか、そのような御答弁をいただきたいのですけれども、この点はどうでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） まず、先ほどの弥生地区の避難所なのですが、これはちょっと答弁者の勘違いがあったようで、2カ所で500名以上と、そういうそこに載っているとおりでございます。実際900名ぐらいの人間がいるわけですから、足りないのではないのかという御指摘もそれはそのとおりかと思いますが、基本的には、全員が避難しなければならないとか、1地域だけで済むですとか、または全員の場合は、では次にこの地域の人をどこに避難させようかとかという二の矢をきちんと用意しておかなければならないと、そういうことになるだろうと思うのです。ですから、その辺のことはきちんと内部的に調整してまいりたいと、そのように考えております。

それと、本部が災害によって変わるものではないと、そのとおりだと思うのです。それで、ただし一定規模以上のものが来て、仮に壊滅になった場合には、これはどうしようもない、変わらざるを得ないということがあるものですから、基本的には決して変わるものではない、そのとおりなのですが、余りにも規模が大きくて壊滅状態になったら、ではどこにということになりますし、この辺はそういう大きな災害のときは、臨機に対応しなければならないかなというふうには思っております。

いずれにしても、きのうも申し上げましたけれども、この防災計画、これ自体を今回の我々痛切に感じているのが、この風台風という新たなものの対策がそこに基本的には念頭になかった。それと今回の水質事故も一部しかなかった。それから、市民の周知方法等々もそうですし、町内会の情報班等々もそうですし、その防災計画自体がそれぞれの地域に密着しているものでなくてはならないというのが、基本だと思うのです。中身も今に合致していないところもあるというのも、これは確かでございます。昨日も申しましたけれども、その見直しを早急にやらなければならないと、それをきちんと周知しなければならないということが、今、市として対応しなければならない部分というふうに認識しておりますので、その辺、市民への周知については、きのうも申しましたけれども、防災安全ガイド等も含めて、幅広く周知をしたいなというふうに思っておりますし、その前に、ま

ず防災計画をきちんとした現状に見合ったものに見直していくということが急務でありますので、その辺はきのう申し上げましたとおり、きちんを見直した上で対応してまいりたいと、そのように思っております。

また、耐震の必要性というものは、これはある程度我々も認識しております。なかなか実現できないでおります。今おっしゃられたように、全部の施設ではなくても、一部でも抽出してという御意見もそのとおりかなとも思っておりますので、これは今後いろいろと工夫しながら研究してまいりたいというふうに思っております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

3番（齊藤且氏） 水と食料に関してはどうでしょうか。1万食、もう一回それも含めて検討するというのでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 基本的には、そういう災害に対するものを、行政としては備蓄ないしは調達、このようなことを基本的に考えておかなければならないということです。備蓄となれば、市みずからしなければならぬものですから、これはなかなかちょっと大変かなという部分はあります。ただ、調達ということであれば、それぞれの商店ですとか、農協さんですとか、いろいろなところと提携して、もしこういう場合には、これだけのものをということのそれぞれの双方の協議で調べばできるということになりますので、以前はそういうそこに記載のとおり約束をしておったようでございますが、ちょっと最近確認が滞っているようでございますので、その辺の確認も含めて、きちんとした対応をさせていただきますたいと、そういう意味でございます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

3番（齊藤且氏） 正直言いまして、私は防災についての認識が余りにも薄いのではないかという気もするのです。せっかくこのように防災計画をつくって、今、御答弁されたようにこれから見直していきますと、まあ、それで済む話ですけれども、いつぐらいまでに見直してくれるのか、そうしたら耐震診断にどのように具体的に取り組んでいくのか、最低限でもこの点を教えていただけますか。考え方としては。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） これはこれから避難場所を含めて再検討して、ただ新しい地震に対する対策という意味で、一番心配なのは地震なのです。例えば、水害であれば、低いところだけですから、高いところに避難してもらおうと、あるいは個々のうちは親戚だとか友人だとか知人だとかに避難してもらおうという方法は、それ自身で対応できる。それから、逃げおくれた人をどうするのかといったら、やっぱり船も用意しなければならないということもあるのですよ、具体的には、それをどうするのか。今、水防という意味では、全く三笠の場合は考えてはいないのですよ。というのは、なぜかという、ダムがあって、上流で、三笠が全部そういう水防も含めて船まで調達する、用意しなくてはならないのだといったら、下流は全部やらなくてはならない。そういうことも含めて考えなくては

ならないということになりますし、一番心配なのはやっぱり何といっても地震なのです。それで、その地震があったときに、今回の阪神淡路島もそうですし、中越地震もそうなのですけれども、行くにしても行く道がないというふうになる。こうなったら、率直に言って、自衛隊をお願いしてヘリコプターで救出に向かうしか方法はないだろうと思うのです。そういうことも含めてやらなくてはならない。それから、もう一つは水だとか食料の問題。今、助役も言いましたように、道のあれでいきますと、市町村に対する部分としては、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄、調達体制を整備しなさいと、こういうふうにいっているのです。これは道の第9節食料等調達及び防災資材等の整備、そしてまだ私も確認していないのですけれども、この道の備蓄センターは岩見沢市岡山町18といっているのですから、あの近くだと思うのですよね、今の三笠市との境目の。そこにどんなものが置いているのかというのは、正直な話、係はつかんでいるかもしれませんがけれども、私はわかっておりませんが、いずれにしても、災害の内容によって、規模によって、どうするかということをしてできるだけ早い時間をかけて、もう一度再検討させていただきたいと、このように若干時間をかけていただきたい。それで、船まで用意しなければならんということになったら、大変なことですから。

それから、建物の耐震、公共施設の耐震がどのような状況になっているのかということについては、目視という方法もありますから、あるいは図面を見ればわかる。うちの建築屋について、ある程度わかる部分もあるのではないかと思います。実際に、例えばこの市役所の耐震の部分については、場所によってやっぱり違うと思います。御承知のように、この議場の場合と、それから委員会が開かれるあそここのところでは、建物がこっちは古くて、向こうは新しいのに、向こうの方が傾いているという状況がありますから、ある程度のことも場合によっては、お金をかけてやらなければならない部分も当然考えられますので、それらも含めて早急に検討してみたいと思っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

3番（齊藤且氏） 以前にも、ドームが避難所になっているか、なっていないかということで、結局なっていなかった。これはどうしてなっていなかったかということも調べてみますという答弁、過去にあったと思います。

そして、目視ということは、これは一番まずいのではないかなという気がするのです。私も建築家なものですから、その地盤によっては不同沈下ということもあり得るし、いろいろな専門分野が必要になってくる判断ですので、そのために専門家による耐震診断というのが全国的に今行われている実情です。だから、ただ単に予算はないのはわかります。かといって、全部を全部、僕はするという話ではなくして、せめて本部になる建物だとか、病院だとか、あと似たような学校関係で1カ所見て、それがあつた程度目視の関係も使ったり、利用できるような気がします。それで、先ほども言ったように、ドームの答え

もまだいただいていると思いますので、せめていつぐらいまでに耐震診断、前向きに取り組んでいくかということで、ちょっと御答弁をお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） 最初に、避難場所としての三笠ドームの避難所としてという御質問ですけれども、基本的には、担当の方で忘れていたということでございまして、はっきり申し上げまして、収容避難所ということで、三笠ドームを入れるということになります。

議長（扇谷知巳氏） 経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 私ども建設所管ということで、今の齊藤議員の御質問に私どもわかる範囲で、また専門的な知識を若干いただいた中で答弁をさせていただいて、できるだけ簡潔にいたしますので、お聞き取りいただければと思います。

現在の建築基準法の主たる部分は、昭和56年に形成されておまして、実際には建築基準法ができたのは、昭和25年ですが、56年に今の主たる部分はできているということでございます。一般的な現行基準で言いますと、読み上げますとこうです。現行基準の耐震性能は建物の耐用年限中に数回遭遇するかもしれない中地震、これは震度5程度ですが、では、人命、建物に被害はなく再使用可能で、耐用年限中まれに遭遇するかもしれない大地震、震度6ないし7では、建物に被害は出ても倒壊はせず、人命に被害はない性能となっている。つまり、部分的にはやられるかもしれないけれども、完全に倒壊することはちょっと考えにくいだろうと、こういうことであります。

それで、ではその以前、つまり昭和56年以前の建物はどうかと。議員が先ほど申された、いわゆる避難所についても、そういうところがあるのではないかと。先日の答弁では消防長の方から12カ所ほどと、私どもで把握しているのは11カ所ほどなのですが、そういうところが考えられると、それはどうなのかと。これも専門家といいますが、私どもの建築サイドでの判断ということで、ある意味、私見も交えてということでお許しいただきたいと思いますが、これは旧基準、昭和56年以前のものであっても、震度5程度の地震には、倒壊までの危険はないものと考えられるが、震度6の強度を有していないと判断されると。震度6以上の地震があった場合に、完全に躯体を維持できるかどうかということについては、非常に難しさはあるかもしれない。かもしれないということです。

そこで、あともう一つは、災害対策本部が今福祉センターになっておりますので、福祉センターに関する強度が実際にはどのくらいあるのかということです。これは、ちょうど一部改正があって、コンクリートだけでは躯体を維持できないと、つまり鉄筋を相当細かく入れないといけないと。それまでは鉄筋間隔が30センチということだったのでけれども、それ以降に鉄筋間隔を10センチという置きかえがあった時期がございまして、これを昭和47年ころの改正ですけれども、その際にとられた基準が、今の福祉センターの建設に使われた基準ということでございます。それでいうと、今の最新の基準の考え方は

こうでございます。大地震の経験とデータ及びコンピューターによる解析の結果等を踏まえて、耐震規定の大幅な強化がなされたと。建物がその寿命中において、まれに遭遇するかもしれない大地震、震度6ないし7において、損傷はするが倒壊せず、人命に被害を与えないことを目標にした高い耐震性能を確保している。これが現行、御承知のように耐震改修促進法というのが、現在定められておりますので、これに基づく考え方が、この設計の理念として盛られているということでございます。

そこで、今の福祉センターについては、実はちょうどこの中間部なのです。それで、この中間部だかどうかといいますと、この期間の耐震規定は、新潟地震や十勝沖地震などで得られた経験とデータを反映し、鉄筋コンクリートづくりの剪断補強方法、鉄筋等の補強の方法ですが、これが配筋間隔を30センチから10センチメートル等が改正され、粘りに対する最低限の配慮はされたが、それらの前と同じように、まだなお耐震性能の確保上十分ではないと言えるのではないかと判断されております。ただ、これが福祉センターの当時の基準でございますけれども、ただ阪神淡路の際の神戸の中央区の建物についてデータをとったものが出て、報告されているのがございまして、これを見ますと、あくまでも鉄筋コンクリート造の建物でございますけれども、昭和47年以前の建物ですと、完全に倒壊したのが24%、それから中破が9%、それから小破が13%というふうに報告されています。それで、今の福祉センターの基準、それからそれ以降の基準のみでいくと、ほとんど変わりがなくて、つまり56年の改正以降のものほとんど変わりがなくて、倒壊大破が5%ないし6%、中破が4%、それから小破が大体13%と、こういうことでございます。そういう意味では、私どものまちで、現在、役所機能等も含めて選び得る範囲では、最良の位置に福祉センターは考えられるのかなと。ただ、これが十分なものかどうかということなれば、なお検討が必要だと思いますけれども、比較的維持できる施設ではないかというふうに我々は考えてございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

3番（齊藤且氏） 我々が考えていると言われたら、何も言うことはないのですけれども、ただ福祉センターの3階に上がったときの、あの踊り場、あれ剪断力でかなりやられているような私は気がするのです。普通、あそこまで躯体が、床を見てもらえばわかりま  
すけれども、かなりやられているような気がするのですけれども。

それと、私が言いたいのは、やはりいろいろな計画書なり、コンサルに頼んで何々をしてもらったりだとかあっても、それを実際に実現しなければ、何の役にも立たないのではないかなと思うのです。今回の施政方針演説の中でも、安心したまちづくりとかいろいろ言われていますけれども、安心ということは、せめてどこかの箇所、耐震診断をお金かけてして、これだけだから安心できましたよというような、そのようなことをやはり市民の方々に知っていただくのも必要なことではないかなと思うのですけれども、この点はどうでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） ただ、ただと言ったら否定することになるのですけれども、そうではなくて、きのうもそういう質問がありましたものですから、随分三笠が過去の歴史の中で、どれだけの大きな地震があったのか、あるいは今後起きるであろうかということで、いろいろ自分も持っている文献やら資料なんかも随分調べてみたのです。例えば、今、非常に過去の歴史、100年、200年、そしてまた、もっと前からの資料を調べてみますと、ほとんどがいわゆる根室沖、釧路沖、十勝沖、日高沖、それから津軽海峡、それから東北のいわゆる太平洋プレートとユーラシアプレートの沈み込み、この境目が起きているという地震があって、内陸で起きるといのはほとんど活断層が動くということですよ。きのうもお話ございましたように、この近くにある活断層ということになれば、一番身近なものは岩見沢の労災病院のところから緑町を通っている活断層、これは岩見沢活断層といいますけれども、ここは調べてみますと、過去5,000年の歴史の中に動いた幅というのは、2センチから6センチくらい。そして、その5,000年の過去の歴史の中に、一度もそこは動いていないという記録があります。これは平成10年から12年までの3年間、道立の地質調査研究所が出したデータです。最近の部分でいきますと、ここが震度4というのが最高なものですから、それでは、震度4の中でどうなのかといったら、御承知のように、棚から物が落ちてとか、あるいはちょっとしたテレビの上に置いた物が落ちて壊れたという程度で、大きなけが人が出たとかなんとかということはないわけでありまして。そんなことで決して安心しているわけではないけれども、この三笠の地域だけを考えてみれば、過去にそうした大きな死人が出たとか、あるいはほとんどの建物が倒壊したとかという歴史がないというそういう強固な地盤にあるのだということ、まず私は常に考えているわけでありまして。

しかし、そうはいっても、何せ自然界の動きでありますから、それ以上のことが起きないという保証はないわけですから、今御指摘があった部分で、昭和56年のいわゆる耐震構造に関する新たな法律以降の部分については、そういう建築がなされているわけですから、その以前のものについては、建築課の方とも十分検討しまして、幾つかの危ないと思われる公共の建物について、早急にどういう調査の方法をするかは別にして、その震度5あるいは震度6、震度6といっても弱、6強といろいろありますから、そういったことも含めながら、サンプルをやってみたいと、このように思っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

昭和56年前の建物は、それでは、みんな地震になったら倒れるかということ、そうではない、例えば法隆寺の五重塔は、いろいろな過去の大きな地震があっても、くぎ1本使わない木造建築が倒れてないという部分もあるのですから、そんなことを含めて公共物についていろいろと考えてみたいと思います。

ただ、ドームについては間違いなく、そういう耐震上では問題ないですけれども、ただあそこは低いところですから、水害のときにあそこを避難場所にとっても、なかなかあ

そこにはならない。避難場所はやっぱり高台ということをはっきりしていますから、そんなことを含めてやっていきたいと思います。十分関係者と相談させていただきたいと思います。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

3番（齊藤且氏） 時間もありませんけれども、次に高校問題なのですけれども、道内に公立高校は、ちょっと資料的に数字がおかしい部分もあるかもしれませんけれども、私が調べた限りでは、241校あります。市立高校は19校、町立が17校、村立高が4校あります。三笠市より人口の少ないニセコ町は、農村観光課を設立し、魅力のある学校運営に努力しております。また、平成11年の人口2,553人を数える真狩村は、生徒数全体の41%が札幌市、50%が村内、残りが北広島市、恵庭市、千歳市、小樽市からなっています。そして、その真狩村では、平成10年からはバイオやパソコンを使った農業経営管理技術の開発研究に取り組んでおり、この学校は4年制をとっておりまして、アメリカ農業実習など、地場産業とまちづくりとを関連させた高校教育を目指しております。三笠市においても、やはり子供たちというのは、地域においては物すごい財産なものですから、市として道立という一つの壁はありますけれども、その点のもう一度再度、市長からの決意をお聞かせください。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 正直申し上げて、今のままでいけば限りなく三笠高校がなくなるという可能性が強くなってきているのは、事実であります。何らかの形で残していきたいというのはわかっておりますが、仮に三笠の市立として残すとすれば、先ほど今指摘があったように、真狩だとかニセコだとか、あるいはそのほか農村地帯については、それぞれ農村の基幹産業というものがしっかりしたものを持っていますからね。例えば、ニセコだったら酪農のほかに、畑作農業のほかにスキーと。しかも今回はあそこは、ニュージーランドの大型の経営者にどんどん行って、オーストラリアからどんどん観光スキー客を入れている、そんなこともございますけれども、しかし依然としてもう既にあそこにあるホテルは売却というような問題も一方では出ている。そういうようなことを考えてみたときに、本当に三笠の産業と結びつくそういう学科の三笠市立の高校ができるかということについては、かなり可能性としては難しいと思っておりますけれども、しかし、いろいろ何らかの方法も含めながら研究してみたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

3番（齊藤且氏） やはり行政が目指すように、今、日本列島を考えたときには、もう毎年台風が通過したり、また大地震でもう一瞬にして財産を失ったり、家族を失ったりする方がたくさんおります。そんな中で、日本列島の中で、どこが一番安心な住みやすいまちなのかなというようなことを目指しながら、私ども一緒になって取り組んでいきたいと



思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、齊藤且議員の質問を終わります。

これをもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針並びに議案第26号から議案第33号までについて通告があった質問はすべて終了しました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号については、8人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、また議案第19号から議案第25号までについては、7人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、それぞれ付託の上、審査することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第18号については、8人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、また議案第19号から議案第25号までについては、7人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、それぞれ付託の上、審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付した一覧表のとおり8人及び7人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました8人及び7人の議員を、特別委員会委員にそれぞれ選任することに決定しました。

## 日程第2 議案第1号から議案第17号まで及び議案第26号について

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 議案第1号から議案第17号まで及び議案第26号についてを一括議題とします。

前回の議事を継続し、直ちに質疑に入ります。

まず、議案第1号三笠市幌内線代替輸送確保基金条例を廃止する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第2号三笠市民生活交通確保基金条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第3号三笠市ふれあい健康センター整備事業基金条例を廃止する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第4号三笠市福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第5号三笠市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第6号三笠市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第7号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第8号三笠市職員給与条例及び三笠市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第9号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第10号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第11号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第12号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第13号三笠市農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第14号三笠市過疎地域自立促進市町村計画について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第15号美唄市立し尿処理場の使用に関する協定の廃止に関する協議について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第16号平成16年度三笠市一般会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第17号平成16年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、議案第26号市道路線の認定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第1号から議案第17号まで及び議案第26号についての質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第11号まで、議案第13号から議案第16号まで及び議案第26号については、先に設置した8人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第1号から議案第11号まで、議案第13号から議案第16号まで及び議案第26号については、8人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号及び議案第17号については、先に設置した7人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第12号及び議案第17号については、7人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することに決定をしました。

## 休 会 の 議 決

議長（扇谷知巳氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により明3月16日から3月24日まで9日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

3月16日から3月24日まで9日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

#### 散 会 宣 告

議長(扇谷知巳氏) 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員